

令和5年御殿場市議会
12月定例会議案資料

件名	頁
議案第52号関係資料	1
議案第53号関係資料	5
議案第54号関係資料	25
議案第55号関係資料	29
議案第56号関係資料	34
議案第57号関係資料	44
議案第58号関係資料	48
議案第59号関係資料	50
議案第60号関係資料	52
議案第61号関係資料	55
議案第62号関係資料	58
議案第63号関係資料	61
議案第64号関係資料	64
議案第65号関係資料	75
議案第66号関係資料	76
同意第2号関係資料	82

議案第 5 2 号関係資料

御殿場市教育支援センターの概要について

1 概要

不登校の状況にあり、学校に行きたくても行けない児童生徒の教育機会の確保のため、自主学習、集団活動、スポーツ等の個に応じた学習活動を進めながら、心の安定を図り、社会的自立及び学校復帰を支援し、また、その保護者に対して、子どもの理解、対応等に関する教育相談を行うため、令和 6 年 4 月から「御殿場市教育支援センター」を開設します。

2 背景

(1) 不登校の現状

令和 4 年度に文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、不登校出現率は、小学校 1. 7 %、中学校 6. 0 %であり、小・中学校ともに 10 年連続で増加しています。

本市においても平成 29 年度から不登校の児童生徒数は増加を続けており、新型コロナウイルス感染症により 2 か月間の休校措置が行われた令和 2 年度に一度減少しましたが、令和 3 年度に再び増加に転じています。令和 4 年度における年間 30 日以上の不登校による欠席者は、小学校 65 人（1. 5 %）、中学校 142 人（5. 7 %）と過去最多となっており、不登校への対応は喫緊の課題となっています。

(2) 現在の支援体制と課題

現在、各小・中学校に学校教育相談員を配置し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーとの連携・協力のもと、空き教室、保健室等を利用しながら支援する体制をとっています。また、富士山市民のサロン「けやきかん」の相談室を利用し、市教育相談員を中心に不登校児童生徒への個別の学習支援を行っていますが、一度に複数の児童生徒の利用が難しいこと、座学的な自主学習が中心となり、集団活動、スポーツ、体験活動に発展できないこと等が課題となっています。

3 設置場所

令和 4 年度末に閉園した旧原里西幼稚園（御殿場市板妻 101 番地の 6）

4 支援対象者

- (1) 市立小・中学校に在籍又は市内に居住する義務教育段階の不登校児童生徒
- (2) 不登校児童生徒の保護者

5 業務内容

(1) 入級相談

教育支援センターへの入級に関する相談及び事前の施設見学等に対応します。

(2) 通級する児童生徒の適応指導・活動支援

ア 家庭、学校以外に学習・活動の場を提供し、基本的な生活習慣づくりの支援を行います。

イ 自分に合った学習活動を通して、学力の充実を図ります。

ウ 体験学習及び小集団での活動等を通して、人との関わり、役割分担、責任遂行等の社会性を育みます。

(3) 不登校児童生徒及びその保護者の教育相談

保護者の面接相談等を通して、児童生徒の社会的自立及び学校復帰への支援を、保護者と連携しながら進めます。

(4) 関係機関との連携

不登校児童生徒の在籍校、関係行政機関及び外部団体等と連携を図りながら支援を進めます。

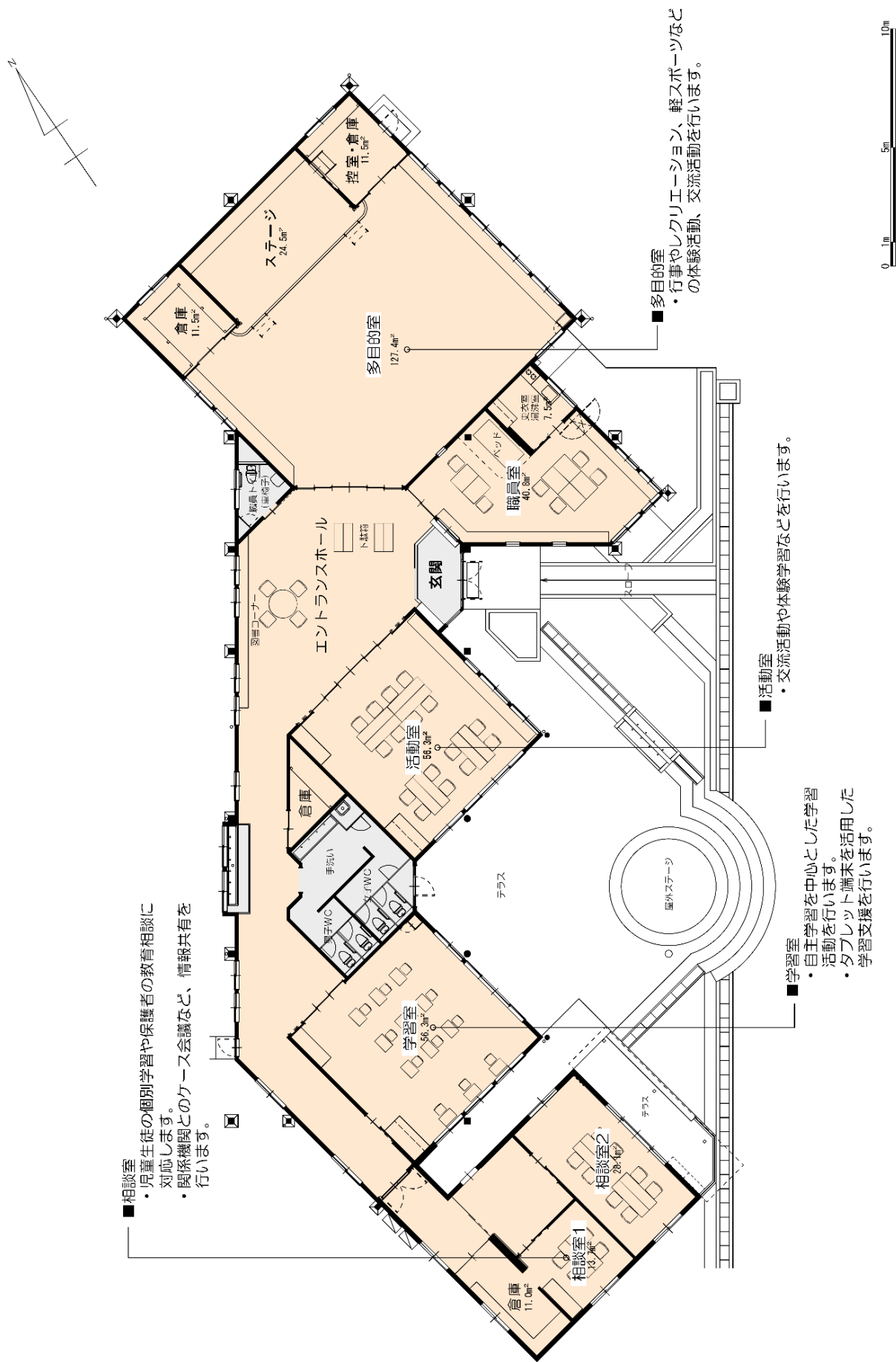
6 管理運営・職員体制

管理運営を学校教育課が行います。

令和6年度から、主任指導員、活動指導員等の職員を新たに配置し、既存の市教育相談員を含め、5人体制を予定しています。

7 今後の予定

令和5年12月	条例制定（市議会定例会）
令和6年 1月	施行規則制定（定例教育委員会）
～3月	施設改修、備品整備等 学校と連携し、支援対象者への周知
4月	教育支援センター開所 児童生徒の受け入れ開始（下旬予定）



国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○ 御殿場市の国保財政と税率改定について

1 改革後の制度概要

平成 30 年の制度改革後、市町は、県が市町ごとに決定する国民健康保険事業費納付金を県に納付し、保険給付費は県から「保険給付費等交付金」として見合いの額が担保されることとなりました。これにより、市町は医療費等の増減の影響を受けることなく、国民健康保険事業費納付金の納付に必要な額を国保税収入などで賄うことにより安定的な財政運営が行われることとなりました。

2 御殿場市の国保財政について

(1) 決算の状況について

当市の国保財政は、医療費水準が低い、所得水準が高い、収納率が向上している等の要因により、決算は黒字となっています。

年度	歳入(円)	歳出(円)	差引残高(円)
令和 4 年度	7,126,024,577	6,883,806,356	242,218,221
令和 3 年度	7,501,812,717	7,159,239,245	342,573,472
令和 2 年度	7,322,388,232	7,001,418,251	320,969,981

(2) 国民健康保険事業基金残高の推移

国民健康保険事業基金は、令和 2 年度に令和元年度決算による繰越金を活用して元金を積立てた後は利息のみの積立てとなっていますが、元金を取り崩すことはなく、財政運営が行われています。

年度	基金残高(円)	増減(円)
令和 4 年度	1,643,887,393	+635,868
令和 3 年度	1,643,251,525	+628,045
令和 2 年度	1,642,623,480	+100,547,637

(3) 国民健康保険事業基金残高の必要額

基金残高の必要額（適正額）は療養給付費の1か月分程度と考えており、御殿場市の場合は4億円程度であるため、12億円超が余剰となっています。

このため、基金を活用して、被保険者に還元し、市民生活向上の一助とするため減税を行うこととしました。

3 国保税率改定について

(1) 市長からの諮問

6月14日に、市長から国民健康保険運営協議会会長に対し、国民健康保険事業基金を活用した国保税の軽減措置について検討するよう諮問がなされました。

諮問内容抜粋

- ・被保険者均等割額の2分の1を軽減する。
- ・軽減措置の期間については令和6年度分と7年度分の2か年度分とする。

(2) 国民健康保険運営協議会での審議及び市長への答申

市長からの諮問を受け、国民健康保険運営協議会では、令和6年度以降の国民健康保険税の軽減措置について審議し、審議結果について、8月24日に会長から市長に対する答申が行なわれました。

答申内容抜粋

- ・諮問のとおり決定することを適当と認める。
- (付帯意見)
- ・令和7年度に令和8年度以降の軽減措置について検討すること。
 - ・収納率向上に努めること。
 - ・被保険者に対し財政状況の周知を図るとともに、保健事業を推進すること。
 - ・税制改正等が実施された場合には適切に対処すること。

4 軽減内容について：被保険者均等割額の2分の1を軽減

国民健康保険被保険者に多い非正規労働者、年金生活者、自営業者等は、コロナ禍や物価高騰で経済状態が疲弊しており、そのような方々の生活向上の一助となるようにすることが一番の目的です。このため、被保険者全員に課税される被保険者均等割額を軽減することが効果的であると考えました。

所得状況ごとの軽減額の比較

現行税率

	所得割 (%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	6.0	24,000	21,600
支援金分	2.3	9,600	7,800
介護分	2.0	14,400	—

改正案①：全体を15%程度軽減

	所得割 (%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	5.1	20,400	18,300
支援金分	1.9	8,100	6,600
介護分	1.7	12,200	—

改正案②：均等割額を2分の1軽減

	所得割 (%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	6.0	12,000	21,600
支援金分	2.3	4,800	7,800
介護分	2.0	7,200	—

改正案①の場合の所得ごとの比較

所得300万円・被保険者4人（介護該当2名）の世帯 (円)

	改正案①			現行税率			増減		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	153,000	81,600	18,300	180,000	96,000	21,600	-27,000	-14,400	-3,300
支援金分	60,000	32,400	6,600	69,000	38,400	7,800	-9,000	-6,000	-1,200
介護分	51,000	24,400	—	60,000	28,800	—	-9,000	-4,400	—
合計	264,000	138,400	24,900	309,000	163,200	29,400	-45,000	-24,800	-4,500
年税額	427,300			501,600			-74,300 (-14.8%)		

所得なし・被保険者４人（介護該当２名）の世帯

（円）

	改正案①			現行税率			増減		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	0	81,600	18,300	0	96,000	21,600	0	-14,400	-3,300
支援金分	0	32,400	6,600	0	38,400	7,800	0	-6,000	-1,200
介護分	0	24,400	-	0	28,800	-	0	-4,400	-
合計	0	138,400	24,900	0	163,200	29,400	0	-24,800	-4,500
年税額	163,300			192,600			-29,300 (-15.2%)		

改正案②の場合の所得ごとの比較

所得３００万円・被保険者４人（介護該当２名）の世帯

（円）

	改正案②			現行税率			増減		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	180,000	48,000	21,600	180,000	96,000	21,600	0	-48,000	0
支援金分	69,000	19,200	7,800	69,000	38,400	7,800	0	-19,200	0
介護分	60,000	14,400	-	60,000	28,800	-	0	-14,400	-
合計	309,000	81,600	29,400	309,000	163,200	29,400	0	-81,600	0
年税額	420,000			501,600			-81,600 (-16.3%)		

所得なし・被保険者４人（介護該当２名）の世帯

（円）

	改正案②			現行税率			増減		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	0	48,000	21,600	0	96,000	21,600	0	-48,000	0
支援金分	0	19,200	7,800	0	38,400	7,800	0	-19,200	0
介護分	0	14,400	-	0	28,800	-	0	-14,400	0
合計	0	81,600	29,400	0	163,200	29,400	0	-81,600	0
年税額	111,000			192,600			-81,600 (-42.4%)		

改正案①の場合：所得がある世帯と所得がない世帯で軽減割合がほぼ同程度となります。

改正案②の場合：所得がある世帯と所得がない世帯で、軽減額は同じとなりますが、軽減率は所得がない世帯の方が多くなるため、より負担の軽減がなされます。



被保険者均等割額を軽減することは、低所得者により手厚い軽減措置となります。

5 軽減期間について

静岡県国民健康保険運営方針

第3章 2 保険料水準についての考え方 (抜粋)

『保険料水準の統一は、保険給付費に係る保険料水準の統一などから市町の標準保険料率を一本化する統一まで、段階的に実施していくことが必要であり、本県では、標準保険料率の一本化を目標に、2027年度までに、医療費適正化や、賦課方式の統一、収納率向上及び赤字繰入れの解消・削減の取組などを行い、市町との合意を経て、**到達可能な段階の保険料水準の統一を目指す**。



保険料水準の統一について県と市町で協議、検討を行い、令和9年度までに到達可能な段階の保険料水準の統一が図られる予定です。このため、軽減措置は令和6、7年度の2年間とし、令和8年度以降の国保税率については、保険料水準の統一の動向と基金残高の状況を鑑みながら令和7年度に再度検討することが望ましいと考えられます。

なお、これまでの県と市町との協議では、令和9年度までに目指す保険料水準の統一は「資産割を廃止して、賦課方式を3方式（所得割、被保険者均等割、平等割）に統一」となっています。

6 軽減による減収について

年間約2億8千万円余程度、2年間で約6億円程度（国保中央会試算システムにより試算）を想定しています。

○ 産前産後期間相当分の国保税免除制度について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、令和6年1月から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることとなりました。

1 免除措置期間

出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月の計4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）となります。なお、出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産も対象となります。

2 減額される保険税額

出産する被保険者の所得割額と被保険者均等割額の4か月分（多胎妊娠の場合には6か月分）を免除します。

- ・所得割の月額額の算出方法：出産した被保険者の所得割額の12分の1の額
- ・被保険者均等割の月額額の算出方法：被保険者均等割額（軽減措置が適用されている場合は軽減後の額）の12分の1の額

3 免除の手続について

世帯主からの申請により免除を行います。ただし、世帯主の届出がない場合、職権での適用も可能です。

4 免除された国保税について

免除された国保税分は一般会計からの繰入金により補填されます。繰入金の財源は、国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担します。

○ 課税限度額の改定について

令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられましたので、今回、これに合わせて課税限度額の引き上げをするものです。

	課税限度額		
	現行	令和6年度	増減
医療分	65万円	65万円	※変更なし
支援金分	20万円	22万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	※変更なし
合計	102万円	104万円	+2万円

○ 納税管理人の規定について

市税賦課徴収条例では納税管理人に関する規定がされていますが、国民健康保険税条例には規定がされていなかったため、市民税等の規定に倣い、規定するものです。

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

目	
(課税額)	
第2条	【略】
2	【略】
3	第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。
4	【略】
(国民健康保険税の減額)	
第23条	次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>20万円</u> を超える場合には、 <u>20万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1)から(3)まで	【略】
2	【略】

新

(課税額)

第2条

2

3

22万円

22万円

4

(国民健康保険税の減額)

第23条

22万円

22万円

(1)から(3)まで

2

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」と

目 次

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 【略】

新

いう。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

目

(国民健康保険税の納税通知書)

第 2 5 条 【略】

新

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条

(国民健康保険税の納税管理人)

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者は、市内に住所又は居所を有しない場合においては、市の区域内に住所若しくは居所を有する者（独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所若しくは居所を有する者（独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る国民健康保険税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載

目

附 則

1 及び 2 【略】

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 23 条の規定の適用については、同項中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

4 から 10 まで 【略】

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項

新

した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（国民健康保険税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第２５条の３ 前条第２項の認定を受けていない国民健康保険税の納税義務者で同条第１項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対して１０万円以下の過料を科する。

２ 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

３ 第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

附 則

１及び２

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

３

同条第

１項

４から１０まで

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

１１

第２３条の

目

中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

- 13から15まで 【略】

新

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12

第23条の

13から15まで

(令和6年度分及び令和7年度分における特例)

16 令和6年度分及び令和7年度分における第4条、第7条、第9条、第23条第1項第1号ア、ウ及びオ、同項第2号ア、ウ及びオ、同項第3号ア、ウ及びオ並びに同条第2項に規定する額は、それぞれ2分の1の額とする。

附 則

目

新

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定及び第24条の2の次に1条を加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条第3項ただし書及び第23条第1項の改正規定、附則第3項の改正規定並びに附則第11項及び第12項の改正規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第23条に1項を加える改正規定及び第24条の2の次に1条を加える改正規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

御殿場市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定について

1 背景

南御殿場駅前の施設は、竈区と市との間で締結した覚書により、区が清掃、自転車等駐車場の管理等を行っています。しかし、近年の社会情勢の変化により、区による管理が困難となってきたことから、管理を担う環境整備委員等の負担を軽減するため、覚書の見直しを求める協議書が区から提出されました。

これを受けて区と協議を行った結果、南御殿場駅の開業から 60 年が経過し、開業当時から利用状況が変化していること並びに御殿場駅前及び富士岡駅前の施設の管理状況等を勘案し、市が管理することが妥当であるとの判断に至りました。

2 施設概要（南御殿場駅自転車等駐車場）



面積：110 平方メートル

駐車台数：自転車 100 台

原動機付自転車 5 台

3 改正内容

南御殿場駅の自転車等駐車場の管理を市が行うため、御殿場市自転車等駐車場条例に当該自転車等駐車場の規定を追加するものです。

また、令和 5 年 7 月の道路交通法の改正を踏まえ、市内各駅前の自転車等駐車場において特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の駐車ができるよう併せて改正します。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

御殿場市自転車等駐車場例の一部を改正する条例の新旧対照表

目									
(定義) 第2条 この条例において「自転車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号） 第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する電動機付自転車（側車付のものを除く。）をいう。 (名称及び位置) 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御殿場駅富士山口自転車等駐車場</td><td>【略】</td></tr> <tr> <td>御殿場駅箱根乙女口自転車等駐車場</td><td>【略】</td></tr> <tr> <td>富士岡駅自転車等駐車場</td><td>【略】</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	御殿場駅富士山口自転車等駐車場	【略】	御殿場駅箱根乙女口自転車等駐車場	【略】	富士岡駅自転車等駐車場	【略】	
名称	位置								
御殿場駅富士山口自転車等駐車場	【略】								
御殿場駅箱根乙女口自転車等駐車場	【略】								
富士岡駅自転車等駐車場	【略】								

新

(定義)

第2条 この条例において「自転車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）

第2条第1項第11号の2に規定する自転車、同法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付のものを除く。）をいう。

(名称及び位置)

第3条 【略】

名称	位置
御殿場駅富士山口自転車等駐車場	
御殿場駅箱根乙女口自転車等駐車場	
<u>南御殿場駅自転車等駐車場</u>	<u>御殿場市竈702番地の3</u>
富士岡駅自転車等駐車場	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 5 号関係資料

御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の趣旨

施設の状況や利用形態の変化等に伴い利用料を改めるものです。また、市民の利用料金を半額とし、利用しやすくすることでさらなる木育の推進に寄与するものです。

2 改正内容

(1) 入場料の導入

近隣市町の施設と同様に入場料を導入します。

(2) 施設区分等の改正

老朽化等による施設状況の変化に伴い、区分等を改正します。

(3) 市民料金の導入

現状、市民と市民以外の利用料が同額のところ、新たに市民料金を設定し、差別化を図ります。市民料金は通常の半額を原則として設定します。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧		
(利用の承認)		
第7条 利用者のうち、次に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。		
(1) 乙女森林公園第1		
アからエまで 【略】		
<u>オ ティピー</u>		
<u>カ</u> 【略】		
<u>キ</u> 【略】		
(2) 【略】		
2 【略】		
(利用料金)		
第9条 <u>施設利用者のうち、別表に定める有料施設を利用する者は、</u> 利用料金を指定管理者に納付しなければならない。		
2から4まで 【略】		
<u>別表（第9条関係）</u>		
<u>有料施設及び利用料金上限額</u>		
1 <u>乙女森林公園第1</u>		
区分	利用時間	金額
<u>バーベキュー炉</u>	<u>午前10時から午後8時まで</u>	<u>1炉 1,030円</u>
<u>ロッジ</u>	<u>1泊</u>	<u>1室 13,610円</u>
	<u>午前10時から午後8時まで</u>	<u>1室1時間当たり 1,030円</u>
<u>バンガロー（大）</u>	<u>1泊</u>	<u>1棟 11,510円</u>
	<u>午前10時から午後8時まで</u>	<u>1棟1時間当たり 1,030円</u>
<u>バンガロー（小）</u>	<u>1泊</u>	<u>1棟 6,280円</u>
	<u>午前10時から午後8時まで</u>	<u>1棟1時間当たり 490円</u>
<u>ティピー（大）</u>	<u>1泊</u>	<u>1張 4,180円</u>

新

(利用の承認)

第7条 【略】

(1) 乙女森林公園第1

アからエまで

オ

カ

(2)

2

(利用料金)

第9条 施設利用者は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2から4まで

別表（第9条関係）

利用料金上限額

<u>区分</u>		<u>内容</u>	<u>金額</u>		
			<u>単位</u>	<u>通常</u>	<u>市民</u>
<u>乙女森林公園第1</u> <u>及び乙女森林公園第2共通</u>	<u>大人</u>	<u>入場料</u>	<u>1人</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>
	<u>子ども（高校生以下）</u>	<u>入場料</u>	<u>1人</u>	<u>500円</u>	<u>0円</u>
	<u>貸出しテント</u>	<u>1張</u>	<u>1張</u>	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>
<u>乙女森林公園第1</u>	<u>バーベキュー炉</u>	<u>1炉</u>	<u>1時間</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>
	<u>ロッジ</u>	<u>1室</u>	<u>1泊</u>	<u>14,000円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>バンガロー</u>	<u>1棟</u>	<u>1泊</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>

目

ティピー（小）	1泊	1張 3,130 円
テントサイト（駐 車場あり）	1泊	1区画 2,080 円
テントサイト（駐 車場なし）	1泊	1区画 1,030 円
貸出しテント	1泊	1張 2,080 円

2 乙女森林公園第2

区分	利用時間	金額
コテージA	1泊	1棟 16,750 円
	午前10時から午後8時まで	1棟1時間当たり 1,250 円
コテージB	1泊	1棟 20,950 円
	午前10時から午後8時まで	1棟1時間当たり 1,670 円
コテージC	1泊	1棟 25,130 円
	午前10時から午後8時まで	1棟1時間当たり 1,980 円
テントサイト（区 画割）	1泊	1区画 5,230 円

備考

- 1 「1泊」とは、午後1時から翌日の午前11時までの利用をいう。
- 2 ロッジ、バンガロー（大）及びコテージの1泊の利用料金には、布団の貸出料金を含む。
- 3 連泊して使用する場合は、当該期間中の午前11時から午後1時までの利用料金を無料とする。

新

	テントサイト（駐車場あり）	1 区画	1 泊	2,000 円	1,000 円
	テントサイト（駐車場なし）	1 区画	1 泊	1,000 円	500 円
乙女森林公園第2	コテージA	1 棟	1 泊	17,000 円	8,000 円
	コテージB	1 棟	1 泊	21,000 円	10,000 円
	コテージC	1 棟	1 泊	25,000 円	12,000 円
	テントサイト（区画割）	1 区画	1 泊	5,000 円	2,000 円

備考

- 1 就学前の者は、入場料を無料とする。
- 2 「1泊」とは、午後1時から翌日の午前11時までの利用をいう。
- 3 ロッジ、バンガロー及びコテージの1泊の利用料金には、布団の貸出料金を含む。
- 4 連泊して使用する場合は、当該期間中の午前11時から午後1時までの利用料金を無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（使用料又は利用料金に係る経過措置）
- 2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

目
【第 1 条関係】（御殿場市上水道事業給水条例の一部改正）
（給水装置の新設等の申込み）
第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 の第 3 項の規定による<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、承認を受けなければならない。
2 【略】
（料金）
第 24 条 料金は、1 月につき別表第 1 の基本料金と従量料金との合計額<u>に 100 分の 110 を乗じて得た額</u>とする。
2 【略】
（加入金）
第 29 条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増やす場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次の各号に定める額<u>に 100 分の 110 を乗じて得た金額</u>を加入金として納入しなければならない。
(1) 及び(2) 【略】
2 共同住宅に設置する給水装置の新設及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、次の各号に定める額<u>に 100 分の 110 を乗じて得た金額</u>を加入金として納入しなければならない。
(1) 及び(2) 【略】
3 から 5 まで 【略】
（給水装置の基準違反に対する措置）
第 34 条 【略】
2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

新

【第 1 条関係】（御殿場市上水道事業給水条例の一部改正）

（給水装置の新設等の申込み）

第 5 条

国土交通

省令

2

（料金）

第 2 4 条 料金は、1 月につき別表第 1 の基本料金と従量料金との合計額とする。

2

（加入金）

第 2 9 条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増やす場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

（1）及び（2）

2 共同住宅に設置する給水装置の新設及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

（1）及び（2）

3 から 5 まで

（給水装置の基準違反に対する措置）

第 3 4 条

2

国土交通省令

目

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者。

(2)から(4)まで 【略】

別表第1（第24条関係）

料金表

区分 メーター の口径等	基本料金		従量料金（1 m ³ につき）
	水量	金額	
13 mm	10 m ³ まで	950円	10 m ³ を超え30 m ³ まで 120円
20 mm		1,300円	30 m ³ を超え50 m ³ まで 130円
25 mm		1,700円	50 m ³ を超え100 m ³ まで 140円
			100 m ³ を超えるもの 150円
30 mm	10 m ³ まで	4,100円	10 m ³ を超え30 m ³ まで 160円
40 mm		6,000円	30 m ³ を超え50 m ³ まで 170円
50 mm		10,000円	50 m ³ を超え100 m ³ まで 180円
75 mm 以上		23,000円	100 m ³ を超えるもの 190円
公衆浴場	100 m ³ まで	3,500円	100 m ³ を超えるもの 35円

備考 【略】

別表第2（第29条関係）

加入金

メーターの口径	金額
13 mm	40,000円
20 mm	100,000円
25 mm	200,000円
30 mm	400,000円
40 mm	700,000円

新

(過料)

第 37 条 【略】

(1)

国土交通省令

(2)から(4)まで

別表第 1 (第 24 条関係)

料金表

区分 メーター の口径等	基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)
	水量	金額	
【略】	【略】	<u>1, 045 円</u>	<u>10 m³を超え 30 m³まで 132 円</u>
【略】		<u>1, 430 円</u>	<u>30 m³を超え 50 m³まで 143 円</u>
【略】			<u>50 m³を超え 100 m³まで 154 円</u>
【略】		<u>1, 870 円</u>	<u>100 m³を超えるもの 165 円</u>
【略】	【略】	<u>4, 510 円</u>	<u>10 m³を超え 30 m³まで 176 円</u>
【略】		<u>6, 600 円</u>	<u>30 m³を超え 50 m³まで 187 円</u>
【略】		<u>11, 000 円</u>	<u>50 m³を超え 100 m³まで 198 円</u>
【略】		<u>25, 300 円</u>	<u>100 m³を超えるもの 209 円</u>
【略】	【略】	<u>3, 850 円</u>	<u>100 m³を超えるもの 38 円 50 銭</u>

備考

別表第 2 (第 29 条関係)

加入金

メーターの口径	金額
【略】	<u>44, 000 円</u>
【略】	<u>110, 000 円</u>
【略】	<u>220, 000 円</u>
【略】	<u>440, 000 円</u>
【略】	<u>770, 000 円</u>

目

50 mm	1,300,000円
75 mm以上	市長が定める額

附 則

1 から 9 まで 【略】

10 から 12 まで 【略】

【第2条関係】（御殿場市簡易水道給水条例の一部改正）

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2の第3項の規定による厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、承認を受けなければならない。

2 【略】

（料金）

第24条 料金は、1月につき別表第1の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 【略】

（加入金）

第29条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増やす場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。

(1)及び(2) 【略】

新

【略】	1, 4 3 0, 0 0 0 円
【略】	市長が定める額

附 則

1 から 9 まで

1 0 令和 6 年 3 月から令和 9 年 2 月までの間において徴収すべき料金は、第 2 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 月につき別表第 1 の基本料金と従量料金との合計額から当該額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を減じた額（1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

1 1 から 1 3 まで

【第 2 条関係】（御殿場市簡易水道給水条例の一部改正）

（給水装置の新設等の申込み）

第 5 条

国土交通

省令

2

（料金）

第 2 4 条 料金は、1 月につき別表第 1 の基本料金と従量料金との合計額とする。

2

（加入金）

第 2 9 条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増やす場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1) 及び(2)

目

2 共同住宅に設置する給水装置の新設及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、次の各号に定める額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。

(1) 及び (2) 【略】

3 から 5 まで 【略】

（給水装置の基準違反に対する措置）

第 3 4 条 【略】

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（過料）

第 3 7 条 【略】

(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2) から (4) まで 【略】

別表第 1 （第 2 4 条関係）

料金表

メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金
1 3 mm	1 0 m ³ まで	<u>6 8 0 円</u>	<u>1 0 m³を超える分 1 m³につき</u>
2 0 mm		<u>9 6 0 円</u>	
2 5 mm		<u>1, 3 0 0 円</u>	<u>1 0 m³を超える分 1 m³につき</u>
3 0 mm		<u>3, 2 0 0 円</u>	
4 0 mm		<u>4, 7 0 0 円</u>	<u>1 0 m³を超える分 1 m³につき</u>
5 0 mm		<u>8, 0 0 0 円</u>	
7 5 mm		<u>1 8, 0 0 0 円</u>	

新

2 共同住宅に設置する給水装置の新設及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1)及び(2)

3から5まで

（給水装置の基準違反に対する措置）

第34条

2

国土交通省令

（過料）

第37条

(1)

国土交通省令

(2)から(4)まで

別表第1（第24条関係）

料金表

メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金
【略】	【略】	<u>748円</u>	<u>10m³を超える分1m³につき</u>
【略】		<u>1,056円</u>	<u>88円</u>
【略】		<u>1,430円</u>	<u>10m³を超える分1m³につき</u>
【略】		<u>3,520円</u>	<u>110円</u>
【略】		<u>5,170円</u>	<u>10m³を超える分1m³につき</u>
【略】		<u>8,800円</u>	<u>154円</u>
【略】		<u>19,800円</u>	

目

別表第 2（第 29 条関係）

加入金

メーターの口径	金額
13mm	<u>36,000円</u>
20mm	<u>90,000円</u>
25mm	<u>180,000円</u>
30mm	<u>360,000円</u>
40mm	<u>630,000円</u>
50mm	<u>1,170,000円</u>
75mm以上	<u>市長が定める額</u>

【第 3 条関係】（御殿場市工業用水道事業給水条例の一部改正）

（料金）

第 25 条 料金は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とし、1 か月ごとに使用者から徴収する。ただし、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(1) 基本料金 基本使用水量 1 立方メートルにつき 37円

(2) 超過料金 超過使用水量 1 立方メートルにつき 74円

新

別表第 2（第 29 条関係）

加入金

メーターの口径	金額
【略】	<u>39,600円</u>
【略】	<u>99,000円</u>
【略】	<u>198,000円</u>
【略】	<u>396,000円</u>
【略】	<u>693,000円</u>
【略】	<u>1,287,000円</u>
【略】	<u>市長が定める額</u>

【第 3 条関係】（御殿場市工業用水道事業給水条例の一部改正）

（料金）

第 25 条 料金は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額とし、1 か月ごとに使用者から徴収する。ただし、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

40円70銭

81円40銭

附 則

この条例は、次の各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中附則の改正規定 令和 6 年 3 月 1 日

(2) 前号以外の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

議案第 5 7 号関係資料

御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）の取得について

1 事業の概要

御殿場市立西学校給食センターは平成 2 年度に建設され、30 年以上が経過しています。長年の施設運用の中で、経年劣化による建物と厨房機器を主とした設備の老朽化により「安全安心な給食の提供」に不都合が生じることが懸念され、令和 3 年度から改修工事を実施し、令和 7 年度の完成を予定しています。

今回の事業は、第Ⅲ期工事として令和 6 年度の夏期休暇中に実施予定の調理室改修工事に併せて、調理室内の備品（厨房機器）を更新するものです。

なお、納期につきましては、昨今の原材料不足や物価高騰の影響による物品の納期遅延を考慮し、令和 6 年 8 月 30 日と余裕を持たせております。

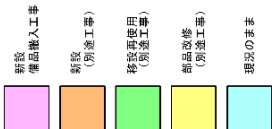
2 令和 5、6 年度備品購入事業の概要

- (1) 取得物件 御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）
別紙のとおり
- (2) 取得金額 71,500,000 円
- (3) 納期限 令和 6 年 8 月 30 日

御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）

番号	品 名	数量	単位	備考
N25	真空冷却機	1	台	
N26	移動式パンラック（ドライ仕様）	5	台	
N27	スタッキングカート	7	台	
N29	移動シンク（ドライ仕様）	4	台	
N30	スチームコンベクションオーブン （電気式・パススルータイプ）	2	台	
N30A	同上カート （電気式・パススルータイプ）	3	台	
N31	消毒保管機（蒸気式・ダブル型）	1	台	
N39	移動台（ドライ仕様）	1	台	
N40	衣服・シューズ乾燥殺菌脱臭収納庫	10	台	
N44	ドラム式洗濯機	7	台	
N55	作業台	2	台	
N57	スパテラスタンド	3	個	

全体平面图



改修後 1階平面図

拡大図

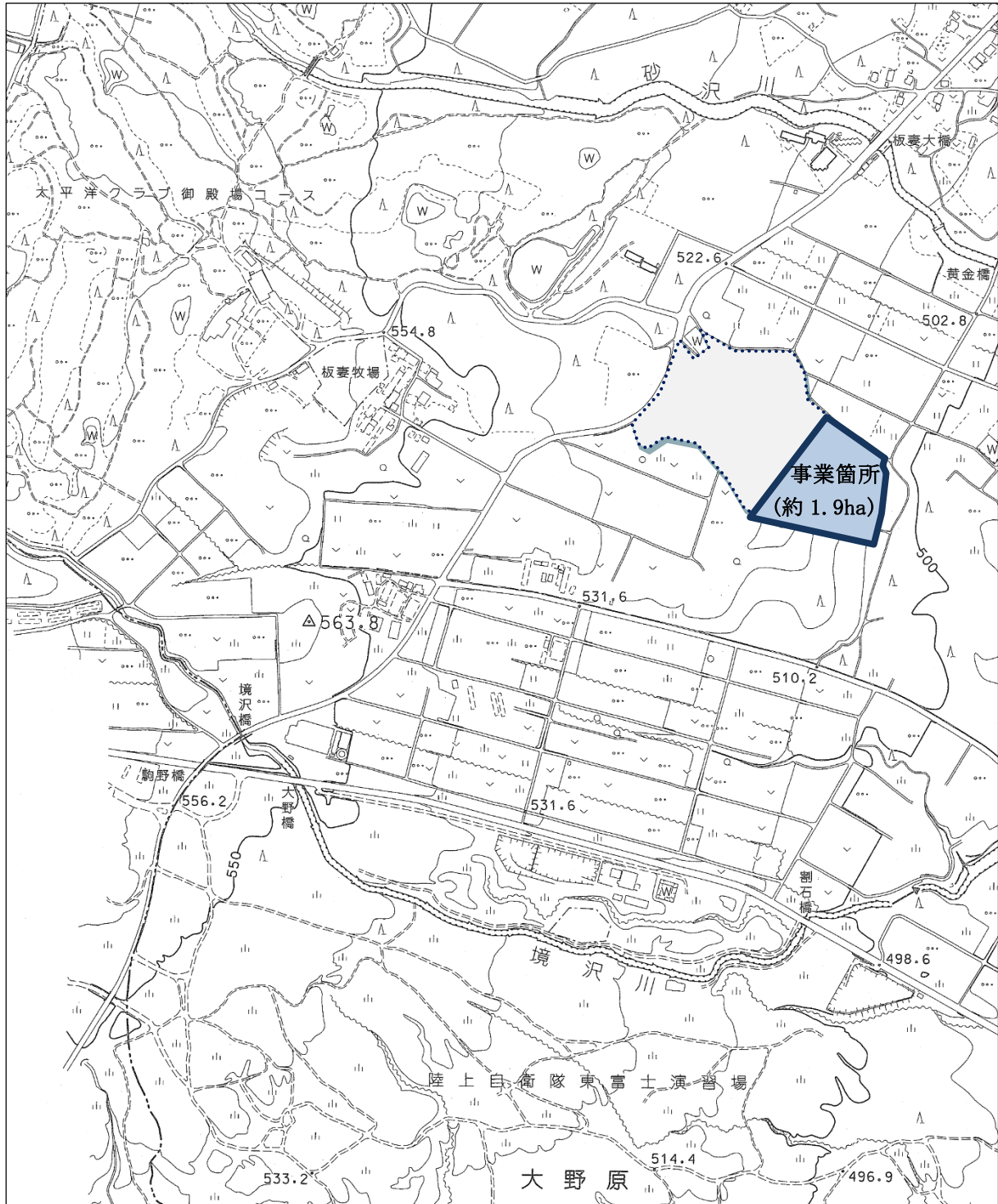


議案第58号関係資料

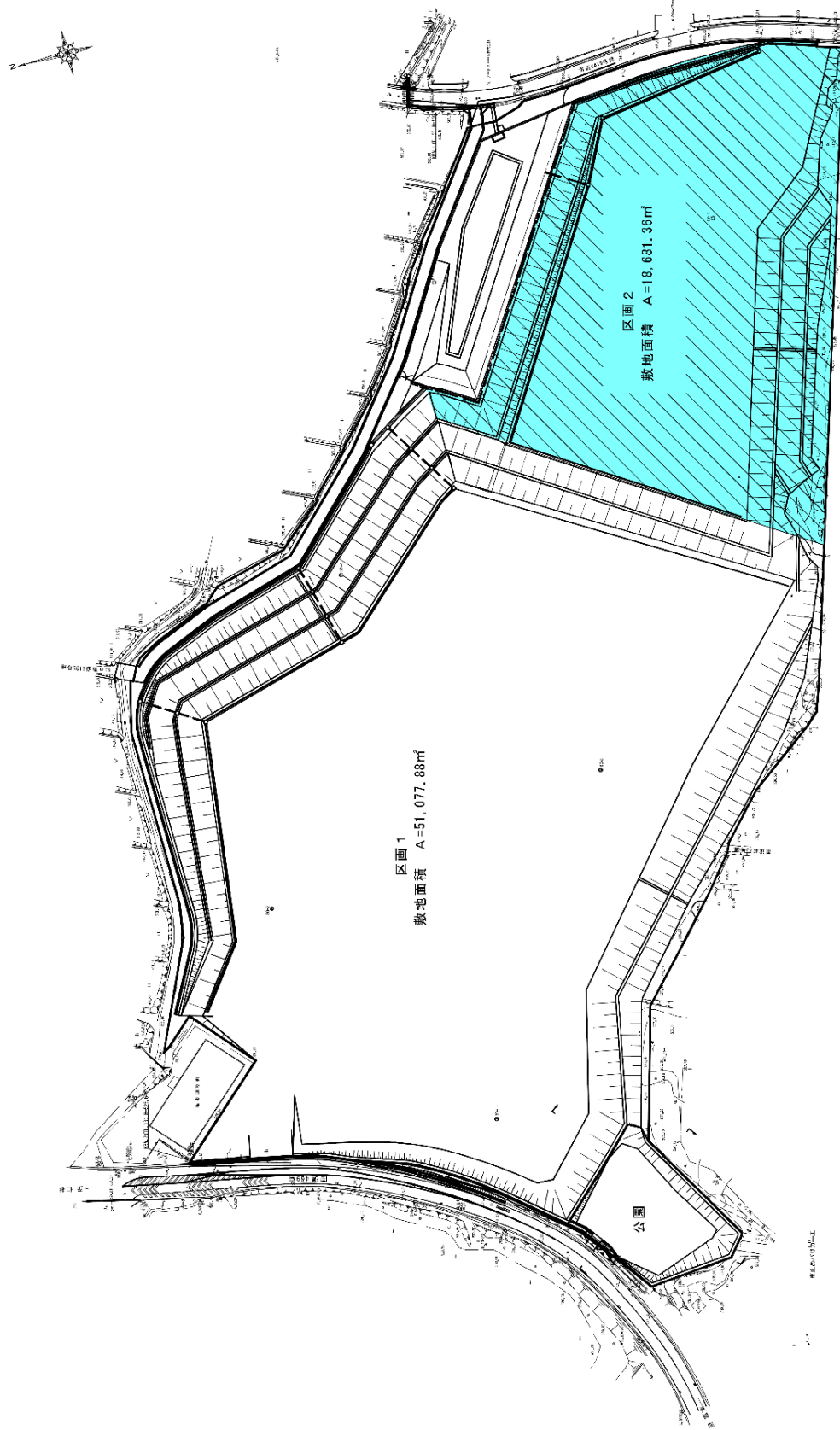
板妻南工業団地開発第3期事業

位置図

縮尺 1:10000



板妻南工業団地第3期区画図 S-1:500 (A0)



図名	区画図
図号	S-1:500 (A0)
縮尺	1:500
作成者	設計者
承認者	監理者
作成日	2011.11
承認日	
備考	

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市営駅南駐車場）

1 候補者選定の経過及び結果

(1) 公募期間

令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 8 月 31 日（木）まで

(2) 指定管理者応募受付期間

令和 5 年 8 月 30 日（水）から令和 5 年 9 月 5 日（火）まで

応募団体 1 団体 御殿場総合サービス株式会社

(3) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和 5 年 10 月 23 日（月）

御殿場市営駅南駐車場に係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(4) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市営駅南駐車場の指定管理者の候補者は、「御殿場総合サービス株式会社」に決定しました。

2 御殿場総合サービス株式会社の概要

(1) 設立年月日 平成 7 年 6 月 1 日

(2) 所在地 御殿場市川島田 1 4 4 6 番地の 2 4

(3) 代表者 代表取締役 岸 泰弘

(4) 事業内容 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務
イ 各種業務の請負事業
ウ まちづくり事業

(5) 事業実績 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務（指定管理 8 施設）
イ 御殿場市内の公共施設受付、給食は依然及び清掃業務等
ウ 旅行事業
エ 森林整備事業
オ 自然エネルギー利用促進事業

3 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

当施設の利用を活性化することで、御殿場駅前地区の活性化につなげ、それが更なる

当施設の利用促進となる好循環を生み出します。施設の安全・安心・清潔な環境と多様なサービスを利用者に提供します。

(2) 市民ニーズの把握及び市民サービスの向上

日頃のコミュニケーションのほか、アンケート調査、モニタリング等を定期的を実施することで利用者の声を把握するとともに、場内環境の整備、駅周辺商店との連携等により、利便性の向上に努めます。

(3) 利用促進の方策

利用を促進するためのPRを継続的に実施します。自社の広報誌、ホームページ等でのPRに加えて、ポスティングによる広報活動を行います。また、長距離バス利用者及び小田急ロマンスカー「ふじさん号」乗車の方へのパーク＆ライド割引サービスを行います。

(4) 平等利用の確保

施設を利用する人又は利用を希望する人の誰もが平等に取り扱われるよう、パンフレット及びホームページにおいて、申請の方法、料金の情報を開示するとともに、職員の対応についても最大限の配慮に努めます。また、多くの方に利用していただくことも平等性の確保の上で重要な取り組みであると考え、各種サービスの向上に努めます。

(5) 管理運営組織体制

担当スタッフを配置するとともに、繁忙時等はサポートできる体制を整えます。多くの人が利用する駐車場という施設の性格上、安全と安心を第一として、日常の維持管理、危機管理対策、防犯対策、個人情報保護対策に万全を期します。

(6) 個人情報の保護

関係法令を順守するとともに、自社の個人情報保護方針に則り、施設利用者への「安心」の提供及び社会的責任を果たすため、利用者の個人情報を正しく取り扱います。

(7) 災害時、緊急時の対応

災害対策マニュアルを作成の上、当社全体で災害・緊急時の連絡体制を整えるとともに、人命救助を最優先とし、避難誘導等を迅速かつ的確に行うため年1回以上防災訓練を実施します。

議案第 6 0 号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市総合体育施設）

1 候補者選定の経過及び結果

(1) 公募期間

令和 5 年 7 月 1 1 日（火）から令和 5 年 8 月 1 6 日（水）まで

(2) 公募説明会

令和 5 年 8 月 1 0 日（木） 参加団体 5 団体

(3) 指定管理者応募受付期間

令和 5 年 9 月 6 日（水）から令和 5 年 9 月 8 日（金）まで

応募団体 1 団体 御殿場総合サービスグループ

(4) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和 5 年 1 0 月 6 日（金）

御殿場市総合体育施設に係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(5) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市総合体育施設の指定管理者の候補者は、「御殿場総合サービスグループ」に決定しました。

2 御殿場総合サービスグループの概要

構成団体 1 御殿場総合サービス株式会社

(1) 設立年月日 平成 7 年 6 月 1 日

(2) 所在地 御殿場市川島田 1 4 4 6 番地の 2 4

(3) 代表者 代表取締役 岸 泰弘

(4) 事業内容 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務

イ 各種業務の請負事業

ウ まちづくり事業

(5) 事業実績 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務（指定管理 8 施設）

イ ファナック（株）厚生施設等の施設管理業務 等

構成団体 2 特定非営利活動法人御殿場市スポーツ協会

(1) 設立年月日 昭和 3 0 年 4 月 1 日（法人格取得：平成 1 4 年 4 月 1 日）

(2) 所在地 御殿場市茱萸沢 6 5 8 番地の 4

(3) 代表者 会長 山口 力

- (4) 事業内容 ア 市民の体力と健康の増進及びスポーツ活動の推進
 イ 御殿場市総合体育施設、御殿場市馬術・スポーツセンターの管理運営
- (5) 事業実績 ア 市スポーツ祭、富士山サマースポーツフェスティバル、静岡市町対抗駅伝競走大会など市の委託事業
 イ スポーツ教室、講習会の開催 等

3 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 施設運営に関する基本理念

「常に公の利益を追求し、社会に貢献する。」を実現させるため、施設利用者（御殿場市民等）、施設設定者（御殿場市）、指定管理者（御殿場総合サービスグループ）の3者すべてが勝者となるトリプルウィンを掲げて取り組みます。

(2) 施設利用の平等性の確保

スタッフ全員が公共施設を管理していることを認識し、利用受付、案内、利用承認、利用料金の徴収等の受付業務を公正に実施するとともに、利用者に対して公平なサービスの提供を行います。このため、施設の情報、利用方法、利用料金体系等について、ホームページ等で明示し、広くPRします。

(3) 利用促進の方策

ア 御殿場総合サービスグループのネットワークを生かした施設及びスポーツ振興自主事業のPRを行い、利用促進・利用者拡大を目指します。基幹宣伝媒体の「m i c r i（ミクリ）」、ホームページ、SNS、パンフレット、地元ラジオ局、地元新聞で発信します。

イ 体育施設を活用した自主事業により、利用促進を図ります。

ウ 65歳以上の高齢者を対象に無料でご利用いただくとともに、高齢者スポーツ教室の充実を図ります。また障がい者のスポーツ活動に積極的に協力します。

(4) 自主事業

ア 多くの市民に参加していただくための様々な形のスポーツを「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という視点で提供し、スポーツ協会をはじめ、県スポーツ団体、市内スポーツ施設、他企業と協力し、それぞれのノウハウを活かし進めていきます。

イ 総合型地域スポーツクラブ「御殿場総合スポーツクラブ（G S C）」の運営に加え、各競技の一流指導者、大手メーカーの選手等を講師に招き実施する新規教室（話題性の高い単発教室など）の開催を検討します。

(5) 組織体制と人員配置

統括責任者は、総合マネジメント能力があり、関係機関との調整役としてふさわしく、長年体育施設を管理している経験・ノウハウを活かせる人材を配置します。管理・運営スタッフは、10名とし、陸上競技場受付、料金徴収業務の補助等は、グループ構成団体のスポーツ協会が行います。また、御殿場市総合スポーツクラブの運営に関しては、クラブマネージャー（資格保有者）を配置します。

(6) 個人情報の保護

御殿場市の公の施設の指定管理者として、施設利用者の個人情報が重要な資産であることを理解するとともに、個人情報を正しく取り扱うことが指定管理者の重要な責務であることを認識しています。したがって、関係法令及び国の定める指針等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

(7) 環境負荷の低減に向けた取組み

ア 現在、環境に配慮したCO₂ゼロの電力（リエスパワー）を使用しています。さらに電力消費量を削減するため、屋外夜間照明設備等のLED化について、御殿場市と協議・検討の上、今後も環境に配慮したエネルギー使用を心掛けます。

イ 日常業務で使用する車両は、無駄なアイドリングはせず、燃料に配慮した運転作業を心掛け、CO₂削減に取り組むとともに運行状況を記録し、管理を徹底します。

ウ 冷房、暖房、シャワー等の設定温度の調整、電気・ガス使用量の削減のほか、事務用コピー用紙の削減、節水等に努めます。

(8) 災害時・緊急時の対応

「御殿場市総合体育施設危機管理マニュアル」、「御殿場総合サービス株式会社災害対策マニュアル」及び「御殿場市総合体育施設消防計画」を定め、スタッフ全員に徹底します。マニュアル等は、年1回以上の頻度で内容の見直しを行い、利用者を安全・迅速に避難誘導できるよう年1回以上防災訓練を実施します。また、緊急連絡訓練を年1回以上実施し、緊急時及びトラブル発生時は、当グループ代表団体本社等のサポート体制により素早い対応を行います。

議案第 6 1 号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市馬術・スポーツセンター）

1 候補者選定の経過及び結果

(1) 公募期間

令和 5 年 7 月 1 1 日（火）から令和 5 年 8 月 1 6 日（水）まで

(2) 公募説明会

令和 5 年 8 月 1 0 日（木） 参加団体 1 団体

(3) 指定管理者応募受付期間

令和 5 年 9 月 6 日（水）から令和 5 年 9 月 8 日（金）まで

応募団体 1 団体 御殿場総合サービスグループ

(4) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和 5 年 1 0 月 6 日（金）

御殿場市馬術・スポーツセンターに係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(5) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市馬術・スポーツセンターの指定管理者の候補者は、「御殿場総合サービスグループ」に決定しました。

2 御殿場総合サービスグループの概要

構成団体 1 御殿場総合サービス株式会社

(1) 設立年月日 平成 7 年 6 月 1 日

(2) 所在地 御殿場市川島田 1 4 4 6 番地の 2 4

(3) 代表者 代表取締役 岸 泰弘

(4) 事業内容 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務

イ 各種業務の請負事業

ウ まちづくり事業

(5) 事業実績 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務（指定管理 8 施設）

イ ファナック（株）厚生施設等の施設管理業務 等

構成団体 2 特定非営利活動法人御殿場市スポーツ協会

(1) 設立年月日 昭和 3 0 年 4 月 1 日（法人格取得：平成 1 4 年 4 月 1 日）

(2) 所在地 御殿場市茱萸沢 6 5 8 番地の 4

(3) 代表者 会長 山口 力

- (4) 事業内容 ア 市民の体力と健康の増進及びスポーツ活動の推進
 イ 御殿場市総合体育施設、御殿場市馬術・スポーツセンターの管理運営
- (5) 事業実績 ア 市スポーツ祭、富士山サマースポーツフェスティバル、静岡対抗
 駅伝競走大会など市の委託事業
 イ スポーツ教室、講習会の開催 等

3 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 施設運営に関する基本理念

「常に公の利益を追求し、社会に貢献する。」を実現させるため、施設利用者（御殿場市民等）、施設設定者（御殿場市）、指定管理者（御殿場総合サービスグループ）の3者すべてが勝者となるトリプルウィンを掲げて取り組みます。

(2) 施設利用の平等性の確保

スタッフ全員が公共施設を管理していることを認識し、利用受付、案内、利用承認、利用料金の徴収等の受付業務を公正に実施するとともに、利用者に対して公平なサービスの提供を行います。このため、施設の情報、利用方法、利用料金体系等について、ホームページ等で明示し、広くPRします。

(3) 利用促進の方策

ア 4月～12月は、競技会などでほぼ毎週利用されていますが、オフシーズンの稼働率が低いため、特にオフシーズンは、全日本、国際クラスの大会を誘致するとともにNTCの優位性を生かした講習会、合宿等の利用促進を図ります。

イ 馬術競技を「観るスポーツ」と捉え、多くの市民に毎週開催される大会を観戦していただき、様々な年代の方々に馬術競技の楽しさ、面白さを知っていただけるよう大会情報の提供やPR等を積極的に行っていきます。

ウ スポーツ少年団の野球練習、ドッグラン、ホルスタインショー、音楽イベント、広大な駐車場を活用したフリーマーケット等の馬術競技以外の利用についても市民にPRし、利用促進に繋がめます。

(4) 自主事業

ア 使用済の馬具を再利用したプランター、コースター、ウェルカムリース等を作成するワークショップや自主制作物の販売等を行います。

イ 小規模な大会や御殿場市スポーツ祭開催時に馬の餌やり体験、乗馬体験、ポニーその他小動物にふれあえる「動物ふれあい事業」を開催します。

(5) 組織体制と人員配置

統括責任者は、正社員とし、総合マネジメント能力があり、関係機関との調整役としてふさわしい人材を配置します。運営スタッフは、3名とし、年間事業、自主事業、NTC事業等の企画能力と接遇スキル及びコミュニケーション能力に優れた人材を配置します。管理スタッフは、3名とし、本施設の馬場メンテナンス、芝・植栽の管理、機械工作物、電気・水道設備に精通した人材を配置します。

(6) 個人情報の保護

御殿場市の公の施設の指定管理者として、施設利用者の個人情報が重要な資産であることを理解するとともに、個人情報を正しく取り扱うことが指定管理者の重要な責務であることを認識しています。したがって、関係法令及び国の定める指針等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

(7) 環境負荷の低減に向けた取組み

ア 本施設で使用されている電力は、平成24年より小売電気事業者「リエスパワー(株)」より供給されており、温室効果ガス調整後排出係数0kgである「CO2ゼロ電力供給」が証明されておりますので、引き続き環境保護に努めてまいります。

イ 日常業務で使用する車両は、無駄なアイドリングはせず、燃料に配慮した運転作業を心掛け、CO2削減に取り組むとともに運行状況を記録し、管理を徹底します。

ウ 施設の維持管理上必要な薬剤（消毒、殺菌、殺虫、除草等）の使用を必要最小限に抑え、使用状況を記録する等により引続き安全な管理を行います。

(8) 災害時・緊急時の対応

「御殿場市馬術・スポーツセンター危機管理マニュアル」、「御殿場総合サービス株式会社災害対策マニュアル」及び「御殿場市馬術・スポーツセンター消防計画」を定め、スタッフ全員に徹底します。マニュアル等は、年1回以上内容の見直しを行い、利用者を安全・迅速に避難誘導できるよう年1回以上防災訓練を実施します。また、緊急連絡訓練を年1回以上実施し、緊急時及びトラブル発生時は、当グループ代表団体本社等のサポート体制により素早い対応を行います。

指定管理者の指定に関する参考書（秩父宮記念公園）

1 候補者選定の経過及び結果

(1) 公募期間

令和 5 年 7 月 3 1 日（月）から令和 5 年 8 月 3 1 日（木）まで

(2) 質問書受付期間

令和 5 年 8 月 2 1 日（月）から令和 5 年 8 月 2 5 日（金）まで

(3) 指定管理者応募受付期間

令和 5 年 9 月 6 日（水）から令和 5 年 9 月 8 日（金）まで

応募団体 1 団体 御殿場総合サービスグループ

(4) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和 5 年 1 0 月 1 8 日（水）

秩父宮記念公園に係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(5) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、秩父宮記念公園の指定管理者の候補者は、「御殿場総合サービスグループ」に決定しました。

2 御殿場総合サービスグループの概要

構成団体 1 御殿場総合サービス株式会社

(1) 設立年月日 平成 7 年 6 月 1 日

(2) 所在地 御殿場市川島田 1 4 4 6 番地の 2 4

(3) 代表者 代表取締役 岸 泰弘

(4) 事業内容 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務

イ 各種業務の請負事業

ウ まちづくり事業

(5) 事業実績 ア 御殿場市公の施設の管理運営業務（指定管理 8 施設）

イ 御殿場市庁舎受付案内業務等御殿場市内外各種請負事業 等

構成団体 2 御殿場市文化協会

(1) 設立年月日 昭和 3 3 年 7 月 1 日

(2) 所在地 御殿場市萩原 1 8 3 番地の 1

(3) 代表者 会長 米満 博

- (4) 事業内容
 - ア 名画上映会・文化少年団体体験教室・各種教室事業等の開催
 - イ ごてんば市民芸術祭実行委員会、学校・地域出前講座講師派遣
 - ウ 国際文化祭開催記念茶会開催（秩父宮記念公園）
 - エ 広域文化事業の開催、県内文化協会との交流 等
- (5) 事業実績
 - ア 初心者を対象とした市民会館カルチャー教室の企画運営
 - イ 市内各施設でのイベント参加への参加推進

3 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

「施設利用者のWIN」（サービス向上により利用者が安全・安心に利用でき、多様なニーズが満たされること）、「御殿場市のWIN」（施設利用者のWINを最低限のコストで実現し、御殿場市が安心して御殿場総合サービスグループに業務を任せることができること）、「御殿場総合サービスグループのWIN」（指定管理者として活動することにより、さらに高いモチベーションで働く環境を得られ、その結果として御殿場総合サービスグループの収益が各事業の継続性を保つこと）の「トリプルウィン」を掲げ、この実現を目指し、御殿場市のまちづくり、ひとづくりに貢献します。

(2) 利用者ニーズの把握及びサービスの向上

日頃の利用者とのコミュニケーション、情報収集、意見を寄せる仕組みづくり（アンケート調査の充実、外部モニタリング組織の設置、来園者からの聞き取り、ホームページ上から意見を寄せられる環境の構築）により、利用者ニーズを把握した上で、各施設へフィードバックします。また、利用者の満足度を高めるため、開園時間延長サービス、4月と11月の無休開園、市民の入園無料化の継続実施、無料開放日の年6回への拡大、来園者への接客・ガイドサービス、無料シャトルバスの継続運行等によりサービスの向上を図ります。

(3) 利用促進の方策

近隣施設のYMCA東山荘と協働し、国道138号東側雑木林の活用に向けて、森林整備、散策道整備、竹林整備、養蜂事業、収穫体験事業の調査研究を行い、順次具体化します。

また、インバウンドでの集客を考慮し、スマートフォン決済の導入検討、Wi-Fiの範囲拡大を図るほか、園内の開花状況「花便り」の製作や桜・紅葉のライトアップを継続します。

(4) 平等利用の確保

スタッフ全員が、公共施設を管理していることを認識し、利用受付、案内、利用承認、利用料金の徴収等の受付業務を公正に実施し、利用者に対して公平なサービスの提供及び

管理業務を行います。利用に関する平等性確保のため、「いつでも・誰でも・気軽に利用できる仕組みづくり」、「施設にたくさんの方が足を運んでくださる仕組みづくり」、「施設が存在することによるメリットを市民が享受できるしくみづくり」の取り組みを行います。

(5) 自主事業

園内の自然を多く感じ、触れ合ってもらい、秩父宮両殿下が実際に御殿場で過ごされた御別邸での生活を伝え、当施設が市民の交流・交遊の場となるよう近隣施設・市内関係団体と連携して「守り育てる～緑化推進～」、「未来へつなぐ～伝承～」、「身近な感動を～交流～」をテーマに、桜祭り、紅葉まつり、山野草教室、夜桜ライトアップ、紅葉ライトアップ、燻蒸体験、文化協会連携事業等を実施します。

(6) 管理運営組織体制

四季折々の魅力ある庭園づくり、来園者が楽しめる庭園づくり、専門的な知識と技術による植栽管理をコンセプトに掲げ、庭園デザイナーの高橋さゆり氏をアドバイザーに迎え、女性目線による集客を目指します。また、庭園管理士と樹木医については、外部委託し、社内スタッフの造園有資格者を植栽管理マネージャーにおき、公園管理士3名で庭園管理に努めます。

(7) 環境への配慮について

御殿場市環境マネジメントシステムで定められている「基本理念」及び「環境方針」等をスタッフが理解し、このシステムを当施設の運営において機能させることで、環境負荷の低減に努め、環境にやさしいまちづくりに貢献するよう努めます。

(8) 個人情報の保護

御殿場市の公の施設の指定管理者として、施設利用者の個人情報が重要な資産であることを理解し、関係法令を遵守するとともに御殿場総合サービス株式会社個人情報保護方針を定め、情報の漏洩・滅失・毀損等を防止するため、適正な運用を行います。

(9) 災害時、緊急時の対応

「御殿場総合サービス株式会社災害対策マニュアル」、「秩父宮記念公園危機管理マニュアル」及び「秩父宮記念公園消防計画」等、各スタッフがマニュアルに基づいた対応ができるようにリスクマネジメントに努め、安心安全な施設提供ができるよう努めます。また、利用者の安全・迅速な避難誘導を可能にするため、年1回以上の防災訓練、消防訓練、文化財保護のための訓練を実施し、専門業者による防災設備の点検を年2回以上実施します。

議案第 6 3 号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市東山旧岸邸）

1 候補者選定の経過及び結果

御殿場市東山旧岸邸の指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 2 号（当該公の施設に併設する施設の運営法人等を指定することにより一体的な施設の活用が図られる場合）により、非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和 5 年 8 月 1 4 日（月）から令和 5 年 8 月 2 1 日（月）まで

申請団体 株式会社虎玄

(3) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和 5 年 1 0 月 1 8 日（水）

御殿場市東山旧岸邸に係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(4) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市東山旧岸邸の指定管理者の候補者は、「株式会社虎玄」に決定しました。

2 株式会社虎玄の概要

(1) 設立年月日 昭和 5 7 年 4 月 8 日（株式会社虎屋の 1 0 0 % 子会社として設立）

(2) 所在地 東京都港区元赤坂一丁目 5 番 8 号

(3) 代表者 代表取締役 黒川 光晴

(4) 事業内容 ア 不動産賃貸業

イ 菓子製造、食関連の事業開発

（とらや工房、トラヤあんスタンド運営等）

(5) 事業実績 御殿場市東山旧岸邸現指定管理者

3 非公募理由

(1) 併設施設の存在

東山旧岸邸に隣接するとらや工房は、市が平成 1 8 年に策定した「旧岸邸周辺整備基本計画」に基づき旧岸邸周辺の整備を進める際に、「食文化施設」の立地を民間活力によって実現するため、和菓子文化の追求と和菓子を通じた地域貢献という企業理念を持ち、かつ市内に生産工場を持つ（株）虎屋に協力を要請して市が誘致した施設です。

とらや工房と旧岸邸の駐車場は共用であり、駐車場から旧岸邸に入場するためにとらや工房内を通る必要があるため、来場者は両施設を一体的な施設として利用しています。

(2) 併設施設との効果的・効率的な運営

(株) 虎玄は(株) 虎屋の関連会社で、とらや工房を運営する法人です。隣接する施設を運営する法人が指定管理者になることにより、次のような効果があります。

ア 来客対応、誘導の円滑化

イ パンフレット、ホームページ作成、広告等の広報活動の共同化

ウ とらや工房と共同での自主事業の開催

エ 施設管理、清掃等を同一業者に委託することによる経費の削減

オ 旧岸邸ととらや工房で人員が一時的に不足した際の相互の応援等の効率的な運営

カ 災害時の食糧の確保や避難誘導等におけるとらや工房との連携

(3) これまでの成果・実績

(株) 虎玄の親会社である(株) 虎屋は、菓子に関する歴史資料を「虎屋文庫」として保存するとともに、これを定期的に東京で公開する等文化活動への造詣も深い企業です。旧岸邸でも、和楽器や能、文楽のイベント等の自主事業を毎年実施し、好評を得ています。

施設の利用者は年々増加し続けており、入館者数はコロナ禍前には当初目標としていた年間2万人を大きく上回りました。また、令和4年度には入館者数が回復し、年間約2万7千人が来館しました。(株) 虎屋が持つ接客ノウハウを背景にしたスタッフ教育により、利用者アンケートにも「スタッフの対応が素晴らしかった」、「上質な雰囲気の中で良い時間が過ごせた」等の意見が多く寄せられており、利用者から接客レベルの高さが評価されています。

4 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

東山旧岸邸の設置目的である「文化的建築物の保存及び公開を通して、市民の文化及び教養の向上に資する」ため、「利用者の安全・快適性」「満足度向上」「自主事業の充実」「環境への配慮」「スタッフ教育の重視」という5つの項目に取り組みます。

また、建築家吉田五十八が岸信介のために設計した近代数寄屋建築を大切に保存し、豊富な知識とホスピタリティを持って、公開・活用していきます。

(2) 市民ニーズの把握及び市民サービスの向上

利用者ニーズを把握するための利用者アンケートや自主モニタリングを定期的の実施し、サービスが要求基準を充足しているか確認し、施設運営に反映することで、利用者の満足度向上を図ります。

(3) 利用促進の方策

東山旧岸邸の魅力を多くの方に知っていただき、利用促進につながるようPRします。このため、施設パンフレットを市内外の公共施設・近隣施設・観光施設等に配布し、施設認知度の向上を図ります。また、施設情報及び自主事業等については、インターネット、SNS、マスメディアを活用し、近隣地域及び首都圏への情報発信に努めます。

(4) 平等利用の確保

平等な利用を確保するため、開閉館時間、休館日、アクセス方法、施設の料金、利用規約等について、ホームページ、パンフレット、東山旧岸邸内での掲示等により情報を提供します。また、接客対応においても、平等かつ丁寧な窓口対応や館内案内、電話対応等ができるようミーティングや引継ぎノートを通してスタッフ全員で情報を共有します。

(5) 自主事業

東山旧岸邸が御殿場の貴重な文化資源であり、文化発信拠点であるとし、市民の文化及び教養の向上に役立てます。吉田五十八の建築美の伝達と保存、そして利用者のニーズを踏まえ、東山旧岸邸という空間や地域にふさわしい独自の文化発信を行っていくことを事業の基本方針とします。

(6) 管理運営組織体制

施設担当スタッフは9名とし、その内、統括責任者1名、副統括責任者1名を配置し、統括責任者又は副統括責任者が必ず常駐する体制をとり、利用者が快適に施設を利用できるよう努めます。また、隣接するとらや工房のスタッフが管理・自主事業業務をサポートできる体制を整え、緊急時は、とらや工房スタッフと連携して対応します。

(7) 個人情報の保護

施設の運営上知り得た個人情報の保護に関しては、社会的責務であり、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、個人情報を取り扱います。

管理運用にあたっては、「個人情報保護方針」をホームページ等で公開し、イベント等の申込みなどで得た個人情報は管理責任者のもと、適切に管理します。

(8) 災害時、緊急時の対応

不測の事態発生時には緊急対応体制を確立し、利用者の安全を第一に考え、的確かつ迅速な対応をします。また、スタッフの行動を「危機管理マニュアル」で定め、研修・訓練を通じて、周知徹底させます。

(9) 施設の文化的価値の保存等

竣工当時の建物のあり方（オリジナル）を守り、継承するため、本館が国登録有形文化財に登録されたことによる文化庁からの助言や指導、補助を活用した保存に取り組みます。また、利用者の安全な見学環境を確保するとともに吉田五十八の建築的特徴とその価値を守り、継承していくために、必要な修繕を市と協議のもとで実施します。

議案第 6 4 号関係資料

御殿場市小山町土地開発公社定款の変更の概要

1 経緯

御殿場市小山町土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、御殿場市と小山町により昭和 4 8 年に共同設立され、これまで、両市町からの依頼により、公共事業用地の先行取得・管理・処分等を行ってきましたが、小山町から「直近 5 年間で利用が無く、今後の利用の見込みも無い」との理由で令和 5 年度末をもって公社から脱退したい旨の申入れがありました。

小山町の脱退に際しては、土地開発公社の定款を変更する必要があり、定款の変更には、土地開発公社理事会での議決と設立団体である御殿場市及び小山町の両議会での議決が必要となりますが、令和 5 年 1 0 月 5 日に土地開発公社理事会での議決を得たため、御殿場市議会での議決を求めるものです。

2 定款変更の内容

(1) 設立団体が御殿場市単独となることに伴うもの

題名、第 3 条（設立団体）、第 5 条各号（理事の減員）、第 1 8 条第 2 項（基本財産）、第 2 3 条（公告の掲示場）、第 2 4 条第 2 項（解散した場合における残余財産の帰属）

(2) 定款変更に合わせて行うその他の文言整理等

第 6 条（文言整理）、第 1 5 条第 1 項（「キャッシュ・フロー計算書」の追加）、第 1 8 条 1 項（「運用財産」の廃止）

3 今後の予定

令和 5 年 1 1 月	御殿場市議会及び小山町議会に定款変更案提出
両議会での議決後	静岡県知事に定款変更認可申請
令和 6 年 1 月頃	静岡県知事認可
令和 6 年 4 月 1 日	変更後の定款の施行（御殿場市の単独公社へ移行）

4 御殿場市小山町土地開発公社の概要

設立年月日 昭和48年8月28日

基本財産 300万円（出資：御殿場市200万円、小山町100万円）

役員 理事長 御殿場市副市長

副理事長 小山町副町長

理事13名（御殿場市議会議員3名、小山町議会議員2名、御殿場市職員5名、小山町職員3名）

監事2名（御殿場市議会議員1名、小山町議会議員1名）

事業実績（令和4年度）

土地取得事業 677,142,852円

土地処分事業 266,895,002円

期末保有残高 1,645,229,235円

（面積：118,157.66㎡）

※ 板妻南工業団地開発第3期事業、板妻南工業団地開発第4期事業、秩父宮記念公園第2期整備事業、富士御殿場工業団地開発事業

目

御殿場市小山町土地開発公社定款

(名称)

第2条 この土地開発公社は、御殿場市小山町土地開発公社（以下「公社」という。）という。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、御殿場市及び小山町（以下「市町」という。）とする。

(役員)

第5条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事 16人以内（理事長、副理事長及び常任理事各1人を含む。）

(2) 監事 2人

(役員職務及び権限)

第6条 【略】

2 【略】

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常任理事は、次の職務を行う。

(1) 常任理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(2) 常任理事は、理事長、副理事長ともに事故あるときはその職務を代理し、欠けたときはその職務を行う。

5 【略】

(議決事項)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

(1)から(3)まで 【略】

(4) 毎事業年度の決算報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を認定すること。

(5)から(7)まで 【略】

2 【略】

新

御殿場市土地開発公社定款

(名称)

第2条 御殿場市土地開発公社

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、御殿場市とする。

(役員)

第5条 【略】

(1) 理事10人以内（理事長、副理事長及び常任理事各1人を含む。）

(2) 監事2人

(役員職務及び権限)

第6条

2

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常任理事は、常務を処理し、理事長、副理事長ともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長、副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。

5

(議決事項)

第15条 【略】

(1)から(3)まで

(4) 毎事業年度の決算報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を認定すること。

(5)から(7)まで

2

目

(資産)

第18条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産は、300万円とし、出資の額は、次のとおりとする。

御殿場市 200万円

小山町 100万円

3 【略】

(公告の方法)

第23条 公社の公告は、市町の掲示場に掲示してこれを行う。

(解散)

第24条 【略】

2 公社が解散した場合における残余財産は、第18条第2項の出資の額に応じて、市町に帰属する。

新

(資産)

第 1 8 条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、2 0 0 万円とする。

3

(公告の方法)

第 2 3 条 御殿場市

(解散)

第 2 4 条

2 公社が解散した場合における残余財産は、御殿場市に帰属する。

附 則

この定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項及び第 4 項、第 1 5 条第 1 項第 4 号並びに第 1 8 条第 1 項の変更規定については、静岡県知事の認可を受けた日から施行する。

御殿場市土地開発公社定款（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この土地開発公社は、御殿場市土地開発公社（以下「公社」という。）という。

（設立団体）

第3条 公社の設立団体は、御殿場市とする。

（事務所の所在地）

第4条 公社は、事務所を静岡県御殿場市萩原483番地に置く。

第2章 役員及び職員

（役員）

第5条 公社に次の役員を置く。

（1）理事10人以内（理事長、副理事長及び常任理事各1人を含む。）

（2）監事2人

（役員の職務及び権限）

第6条 理事は、業務を掌理する。

2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常任理事は、常務を処理し、理事長、副理事長ともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長、副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。

5 監事は、法第16条第8項各号に掲げる職務を行う。

（役員の任命）

第7条 理事及び監事は、御殿場市長が任命する。

2 理事長は、理事のうちから御殿場市長が指名する。

3 副理事長及び常任理事は、理事のうちから理事長が指名する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第9条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任免)

第10条 公社に職員を置き、職員は、理事長が任免する。

(兼職の禁止)

第11条 常任の役員及び職員は、任命権者の承認を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第3章 理 事 会

(設置及び構成)

第12条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事定数の4分の1以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって要求があったときは、理事長が招集する。

(議事)

第14条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に定めのあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

(1) 定款を変更すること。

(2) 業務方法書を制定し、又は改正すること。

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画を定め、又は変更すること。

(4) 毎事業年度の決算報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を認定すること。

(5) 規程を制定し、又は改正し、若しくは廃止すること。

(6) 規程により理事会の権限とされた事項

(7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第16条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項の規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得の斡旋、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第17条 公社の業務の執行に関し、必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第18条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、200万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理しなければならない。

(事業年度)

第19条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の説明書)

第20条 公社は、法第18条第2項の規定により、予算等の承認を受けるに当たっては、予算に関する説明書を添えなければならない。

(予算の弾力運用)

第21条 理事長は、第15条第1項第3号の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、御殿場市長の承認を得て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨報告しなければならない。

(決算報告書等)

第22条 公社は、法第18条第3項の規定により、財産目録等を提出するときは、決算報告書及び決算に関する説明書を添えなければならない。

第6章 雑 則

(公告の方法)

第23条 公社の公告は、御殿場市の掲示場に掲示してこれを行う。

(解散)

第24条 公社は、解散しようとするときは、あらかじめ理事会において出席理事の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 公社が解散した場合における残余財産は、御殿場市に帰属する。

(規程への委任)

第25条 公社の運営に関し、必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。(昭和48年8月28日成立)

(設立当初の役員の任期)

2 公社の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず昭和50年3月31日までとする。

(設立当初の事業年度)

3 公社の設立当初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、公社の設立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、公布の日から施行する。(昭和48年10月16日改正)

附 則

この定款は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月14日市第757号静岡県知事認可)

この定款は、静岡県知事の認可を受けた日から施行する。

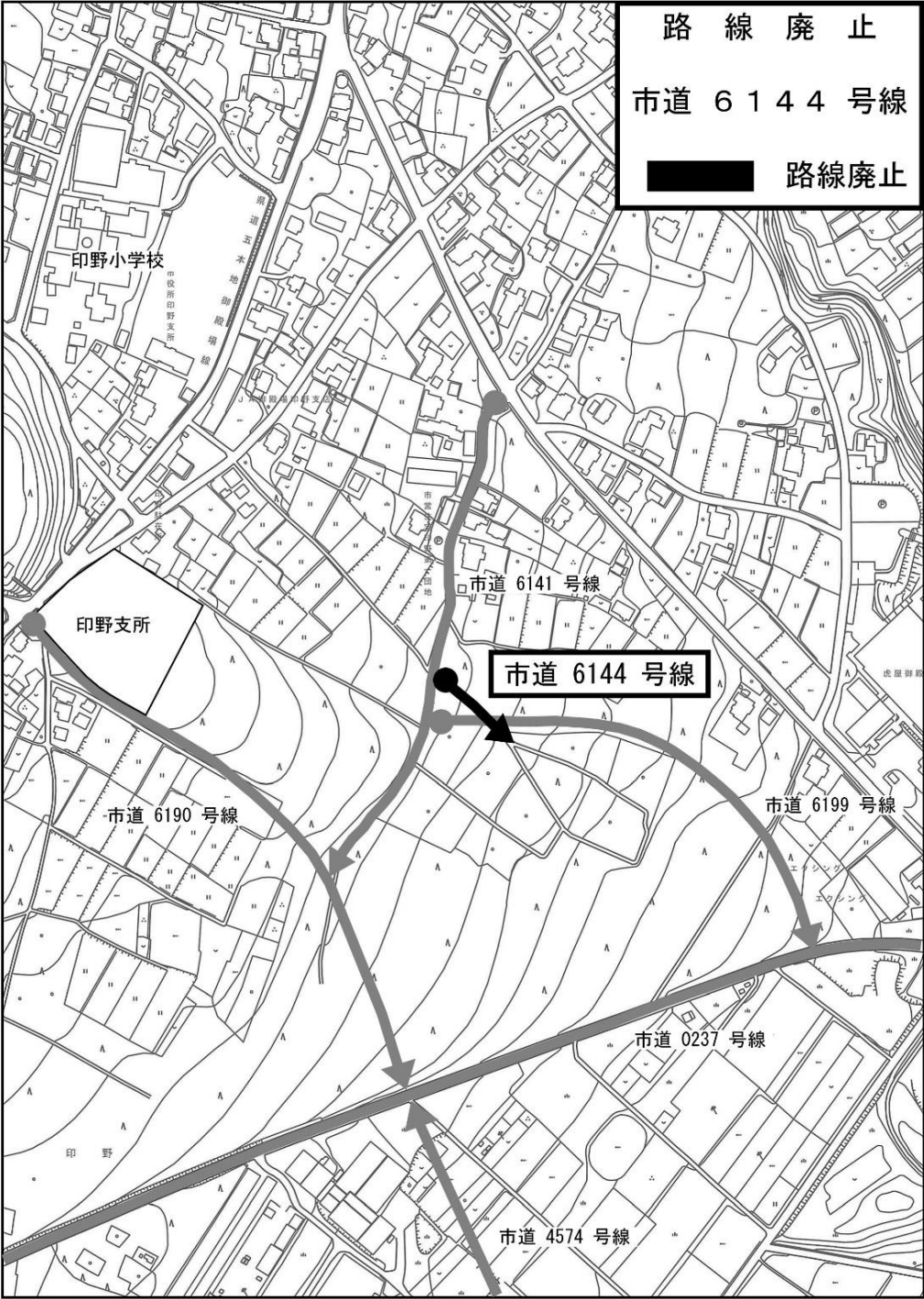
附 則 (平成20年12月18日325号静岡県知事認可)

この定款は、静岡県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則 （令和 年 月 日 号静岡県知事認可）

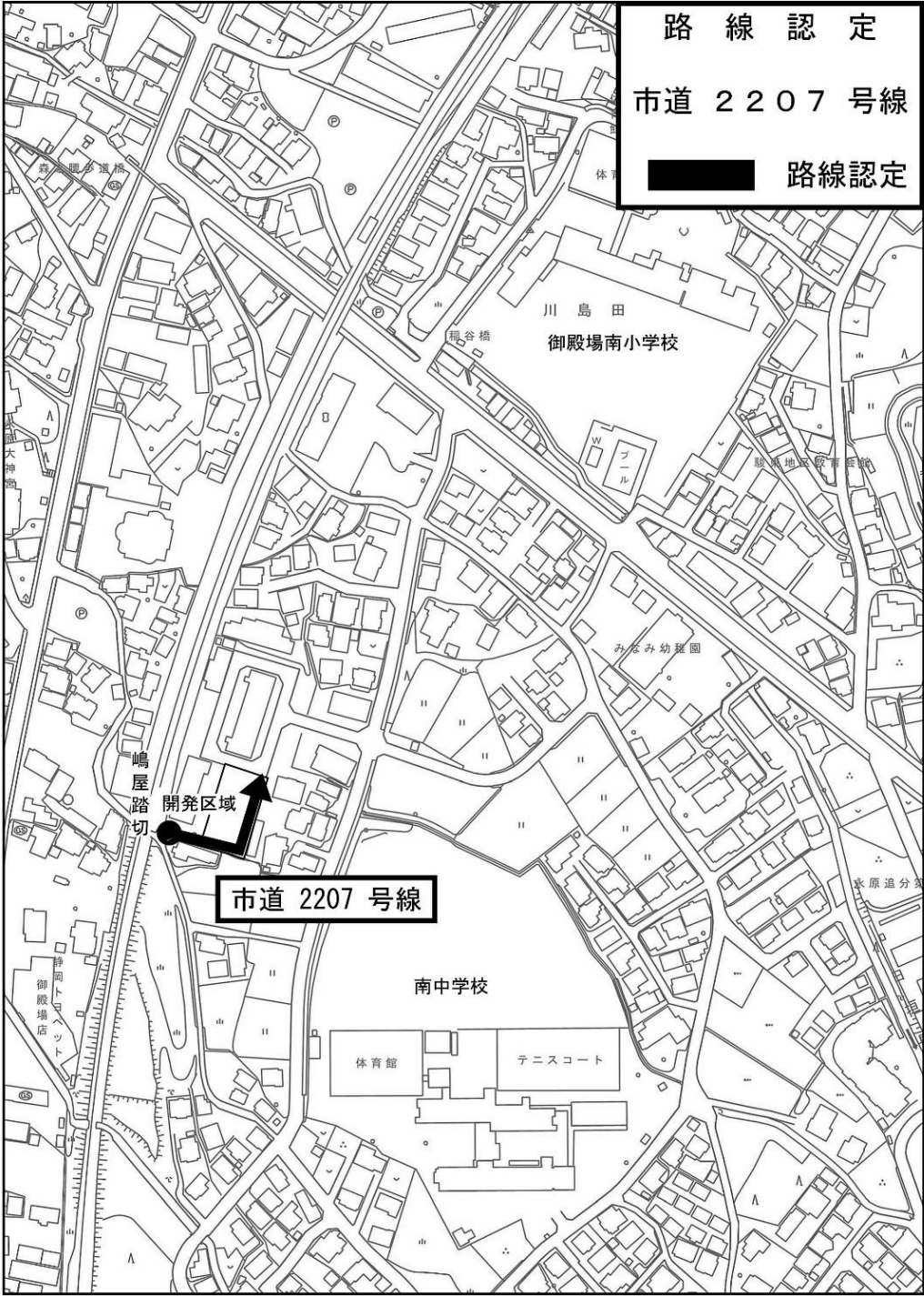
この定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 1 項第 4 号並びに第 18 条第 1 項の変更規定については、静岡県知事の認可を受けた日から施行する。

議案第 6 5 号関係資料

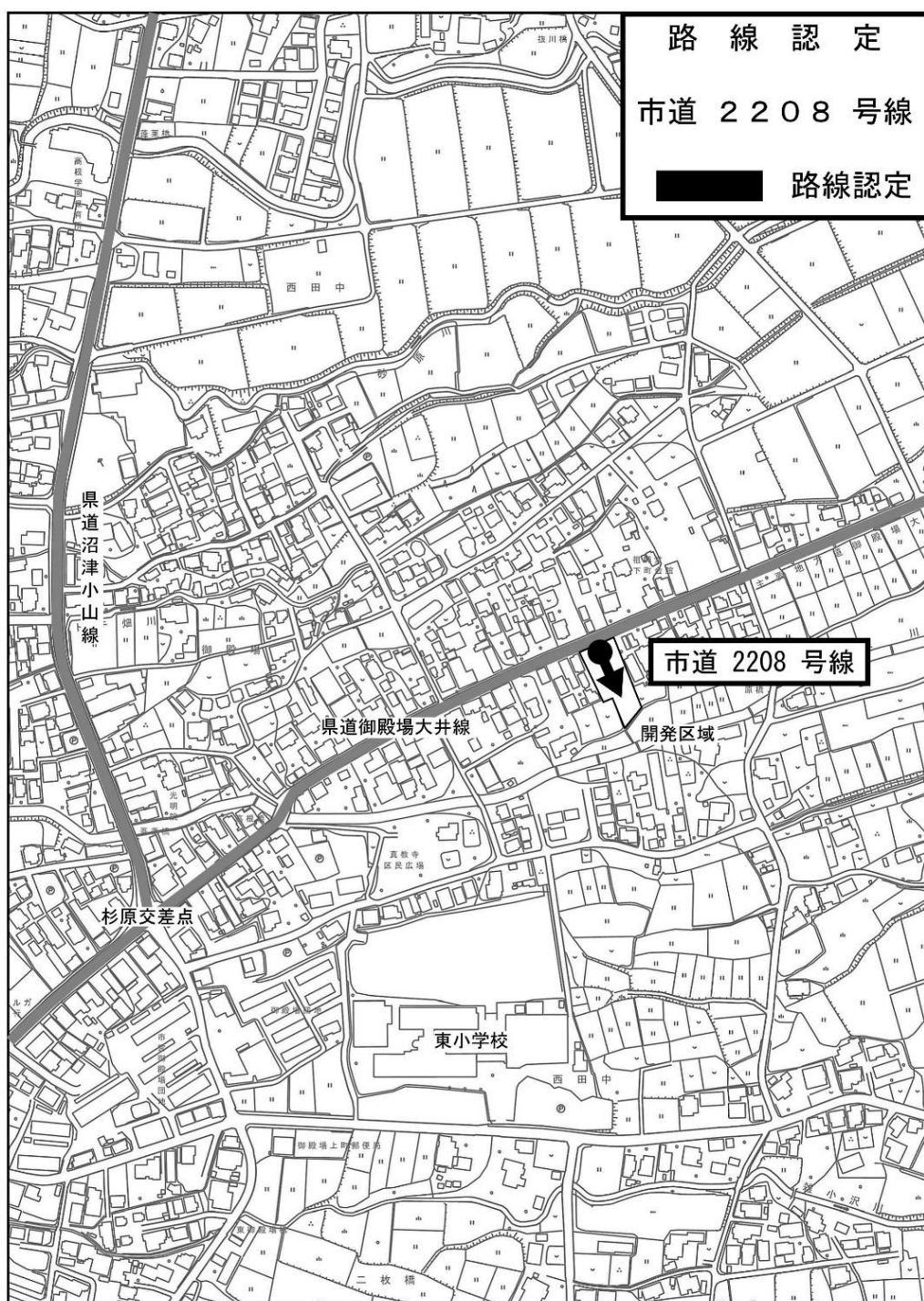


路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
6144 号線	御殿場市印野 1557 番 1 地先	御殿場市印野 1557 番 1 地先	2.30~2.30	72.22

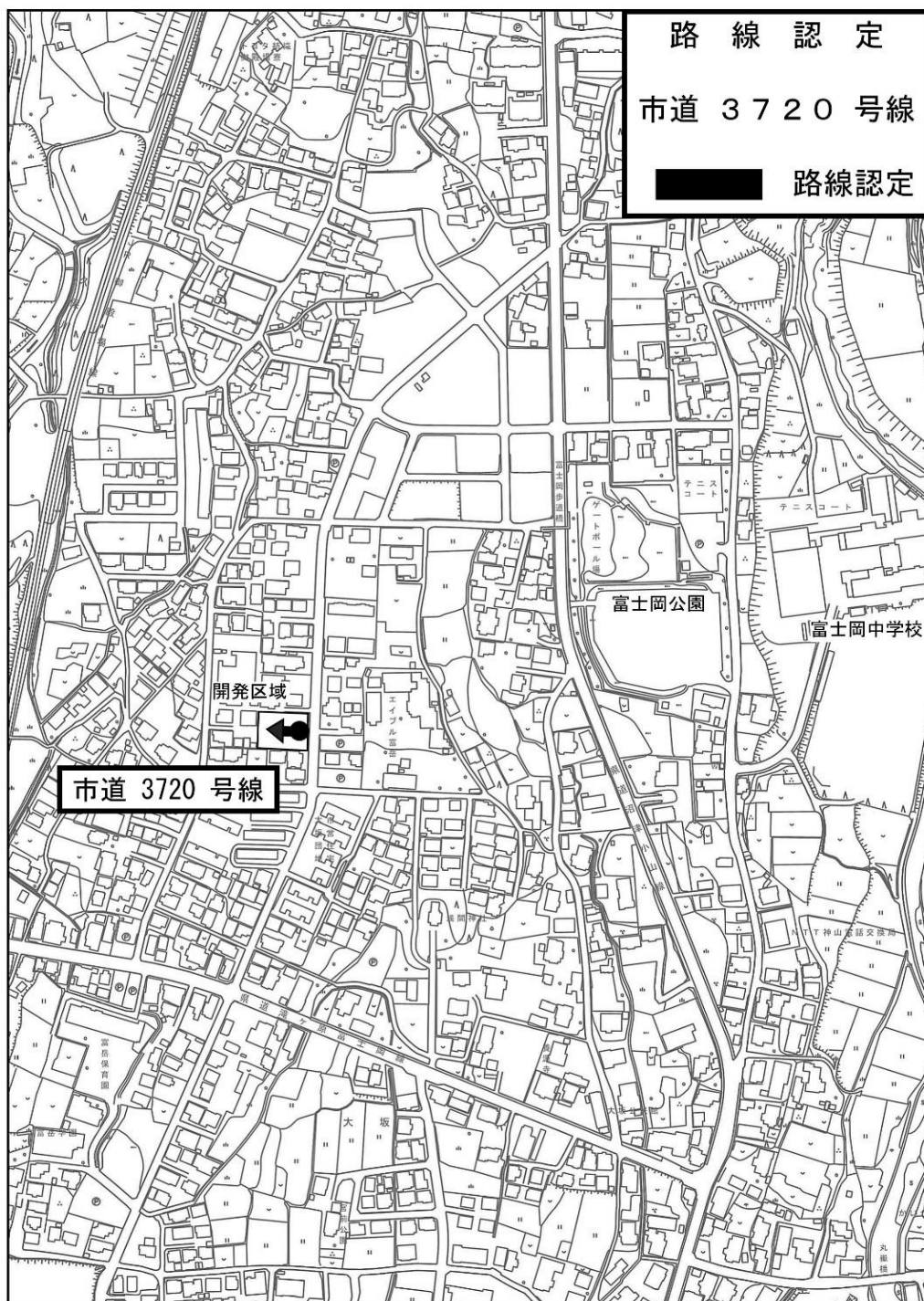
議案第 6 6 号関係資料



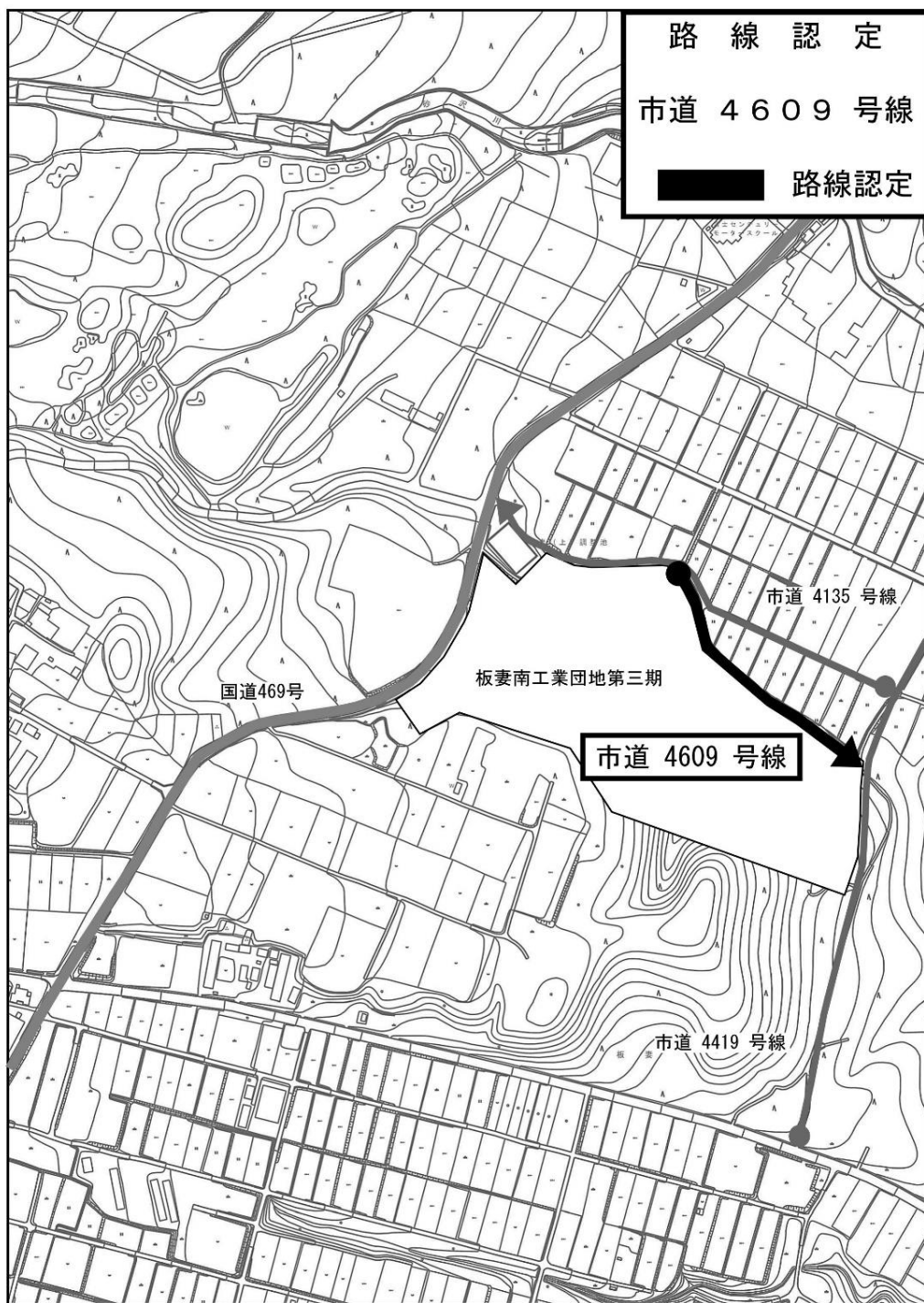
路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2207 号線	御殿場市萩原 1311 番 2 地先	御殿場市萩原 1283 番 28 地先	5.00~6.75	84.71



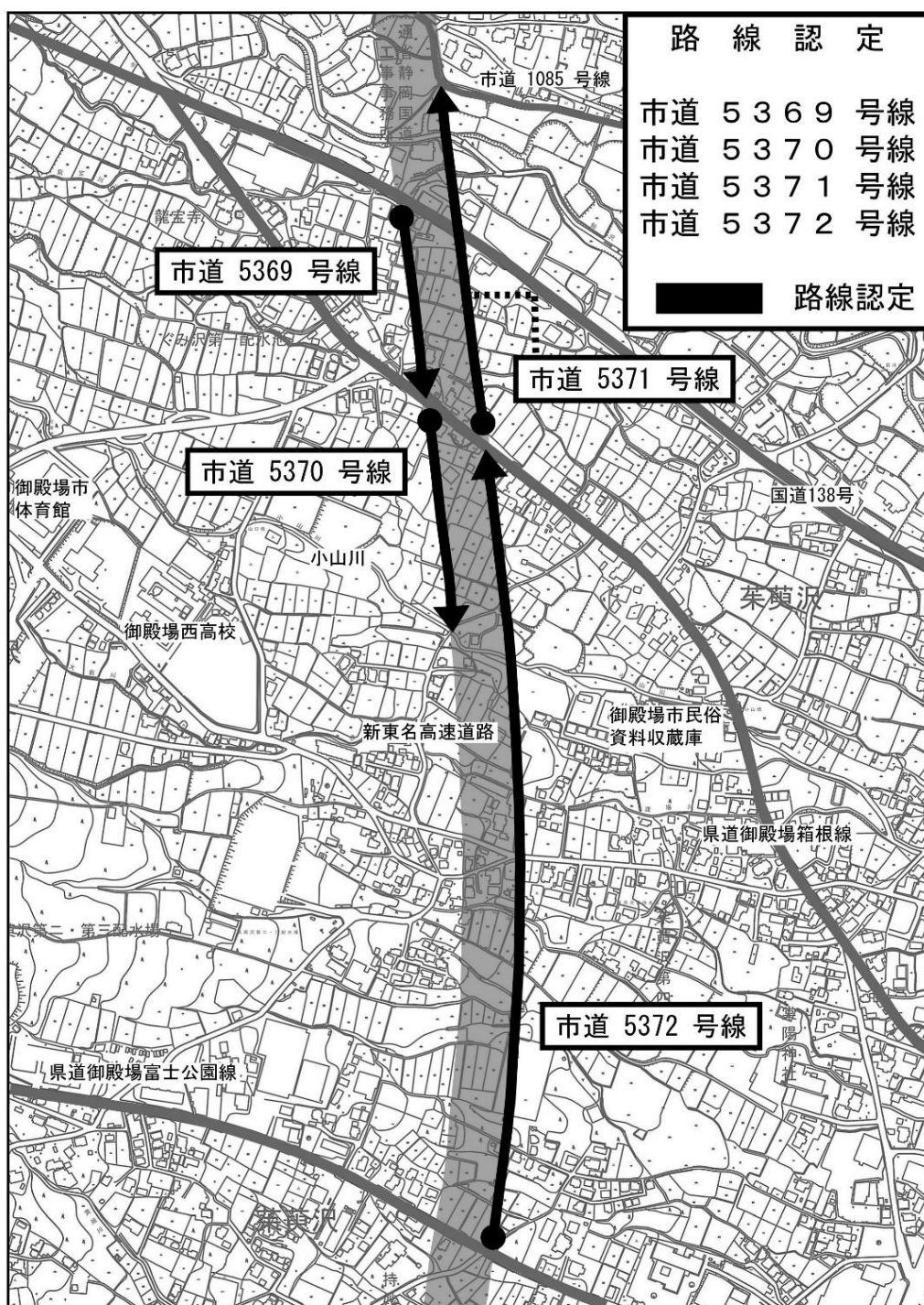
路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2208 号線	御殿場市御殿場 94 番 1 地先	御殿場市御殿場 445 番 2 地先	6.00~6.01	39.09



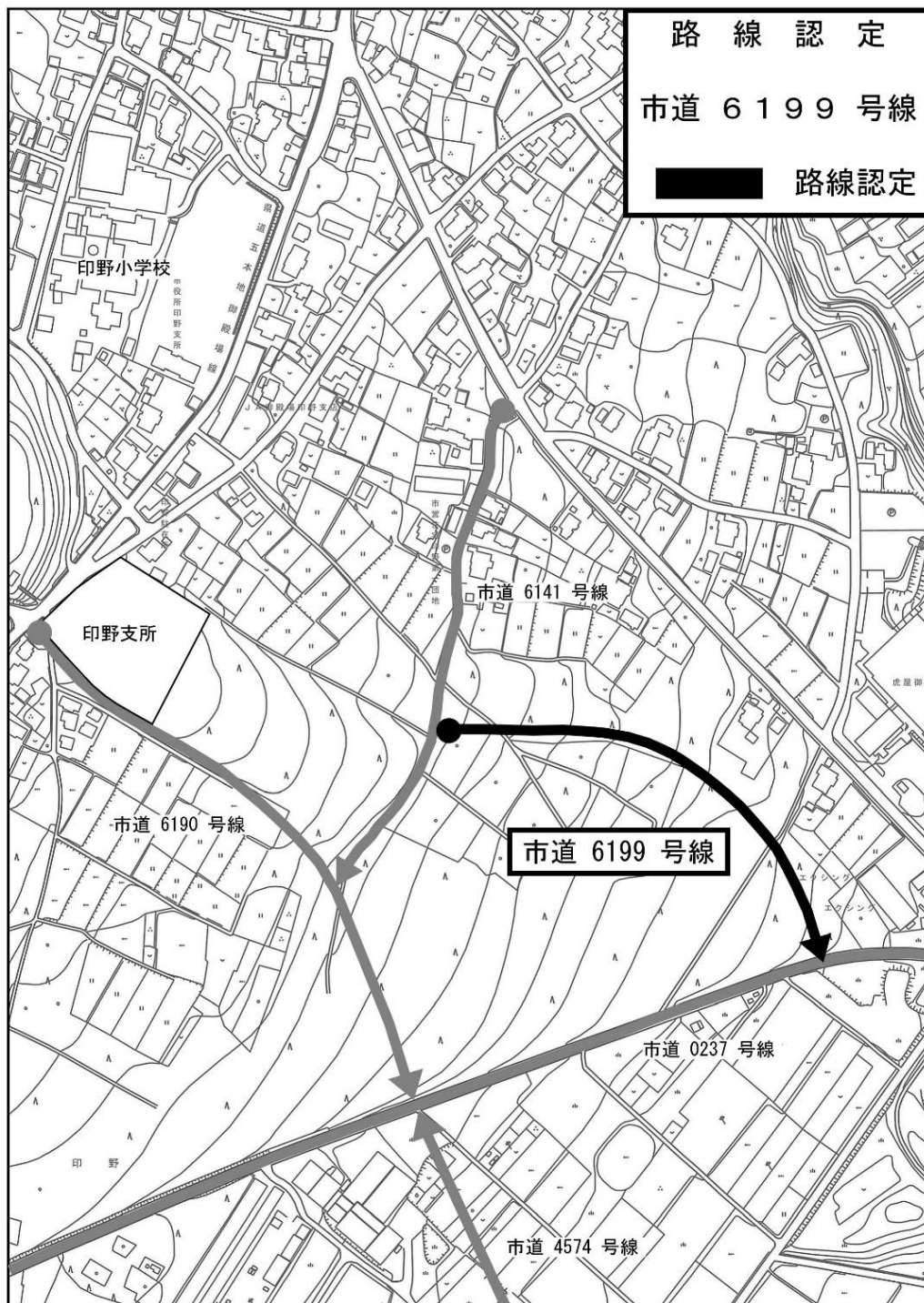
路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
3720 号線	御殿場市大坂 271 番 21 地先	御殿場市大坂 271 番 21 地先	6.00~6.00	20.90



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
4609 号線	御殿場市板妻 739 番 1 地先	御殿場市板妻 739 番 11 地先	5.00~5.00	265.00



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
5369 号線	御殿場市茱萸沢 291 番 11 地先	御殿場市茱萸沢 267 番 11 地先	5.00~7.50	230.00
5370 号線	御殿場市茱萸沢 453 番 11 地先	御殿場市茱萸沢 546 番 1 地先	5.00~5.00	270.00
5371 号線	御殿場市茱萸沢 265 番 1 地先	御殿場市仁杉 1472 番 地先	7.50~7.50	400.00
5372 号線	御殿場市茱萸沢 1060 番 31 地先	御殿場市茱萸沢 497 番 9 地先	7.50~7.50	990.00



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
6199 号線	御殿場市印野1549番12地先	御殿場市板妻584番7地先	6.10~7.40	333.04

同意第 2 号関係資料

御殿場市固定資産評価審査委員会委員候補者経歴概要

氏 名 三澤 五朗（みさわ ごろう）

住 所

生 年 月 日

職 業

学 歴

職 歴

